

第4回白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

日時：平成30年12月13日（木）午後1時～

会場：白馬村役場2階 201/202 会議室

吉田総務課長

本日の委員会ですが、下村会長は第3回に引き続きになりますが、体調不良により欠席となります。また、中村委員、高梨委員につきましても、都合により欠席となりますので、よろしくお願いします。

これより会議に入らせて頂きます。次第の2、会長挨拶を小磯副会長にお願いします。

小磯副会長

観光リゾート地における財源確保の問題、各地で色々な議論がされておりますが、お手伝いしている北海道のニセコ地域（主な市町村は倶知安町）でも、今日の午後に宿泊税の提案が可決されるということです。多分、定率での宿泊税は日本で初めてだと思います。何故この話をしたかということ、今インバウンドを含め新しい観光客による消費によって、地域の産業、地域の経済活性化を図っていこうという流れが大きくなってきています。特に地方自治体がそれに向き合う行政サービスや色々な対応していく中で、財源が全国的共通的な問題となってきています。それぞれの地域が知恵を絞りながら、それぞれの地域に相応しい財源の在り方というのを議論しています。

そういう中で白馬村の議論は、今回で第4回の委員会になります。前回は欠席でしたが、第2回の議論以降、観光財源の導入を巡る議論提起や慎重な議論を頂いた中で、特に観光地経営会議に関わる政策プランをうち立てられた地元の方たちが、ワーキンググループの中でこの議論をしていくという進め方は、この検討会にとっても貴重で重要な事だと感じました。

その延長線上で前回、財源の具体的な確保の方策という事で議論された中で、宿泊税がひとつの議論の焦点になったと聞きました。今回はそれだけではなく、色々な選択肢を含め幅広く議論を重ねながら、白馬村としての方向性を探っていこうというのが今日の会議の趣旨だと理解しており、そういう思いで進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

吉田総務課長

冒頭のカメラ撮りはここまでとなります。

ここからの進行は、本委員会規則第2条第4項により小磯副会長にお願いしたいと思います。小磯副会長よろしくお願いします。

小磯副会長

前回の議論では、下村会長も欠席でしたが、会長からも多様な財源の確保についての議論の中で、ややもすると宿泊税の議論が中心になったのではないかという事で、今回は、宿泊税以外の財源確保の在り方ということも丁寧に議論していきましょうというのが最初の議事提案の趣旨だと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局藤本副村長

(資料1及び2を説明。)

小磯副会長

前回の資料と同じですが、宿泊税以外の議論が前回あまりなされなかったという事から、白馬村における新しい財源の在り方として広範な議論を積み重ねていくというプロセスからも、宿泊税以外の方策についても検討する事が必要という事が趣旨だと思います。宿泊税の議論に戻る可能性も十分予見しつつ、まずそれ以外のものについて個別に少し検討を進めていければと思います。

杉山委員

前回の会議の内容等について説明がありましたが、関連があるので発言させていただきます。

実は昨晚から今朝にかけて、意見という事で3件頂いたので、紹介したいと思います。

1件目は、前回の会議で「新財源の使途は、財源が確保されてから検討すれば良い」とありましたが、過去の財源の使途について村民は、かなり疑問を持っています。そのような現状と村民感情を無視した意見を部外者が簡単に述べるべきではない。何度もお願いしているように、まず財源の使途・事業計画を明確にし、納税者と徴収事業者の賛同を得ることが重要であると考えます。十分に検討し、理解と協力が得られなければ、如何なる協力金や宿泊税等でも新しく財源を確保することは困難であると言えるのではないのでしょうか。更に長野県の他村にない宿泊税、国内の名立たる観光地を差し置いて白馬村が導入することで、益々この村の経済が疲弊することにならないか等、新税の弊害をもっと慎重に時間をかけて検討すべきである。

2件目は、第3回の検討委員会を傍聴して、現在の白馬村にとって新しい税を導入することについては、時期尚早。まだ機が熟していないのではないかと感じた。7月に宿泊事業者271施設から提出された要望書のとおり、まず使途を明確にし、来年10月に予定されている消費税10%への引き上げ、その後の景気の動向、観光を基幹産業と位置付けている県内の類似団体等の動向を見極めてから、再度検討を始めても良いのではないかと思う。東京・大阪・京都や海外の一流リゾート地の例を出しても、商品力・ブランド力が全く違う。十分時間を掛け(4~5年)、白馬の身の丈に合った持続可能な財源確保を検討してはどうかと思う。宿泊事業者も厳しい経営環境にある中、これ以上の負担を求めても村の経済が疲弊するのではないかと危惧する。この事業も80~90%の賛同を得ない限り、強引に導入しても京都の古都保存税の二の舞になるのではないかと思う。特に3回目の委員会は、正副の会長の欠席もあり、既に宿泊税を導入している都市では、予約サイトを通じて事前に決済等を済ませて宿泊しているお客様も多く、精算時に税の追加徴収がトラブルとなってしまう様である。宿泊税は白馬の負の遺産となる。

3件目は、①負の効果について住民に知らしめるべきであり、その点も検討をお願いしたい。行政や特別徴収義務者のコスト、観光事業の減少と経済効果の減少、特に区域が小さい白馬村では他市町村に流れる可能性が大であり、観光市場の低迷局面等では、特別徴収義務者は消費者に転嫁できない可能性も大である。いずれにしても観光地の価格弾力性についての研究が不十分であり、十分な研究期間が必要であると思われる。②順番とすれば、まず観光客の満足度の向上や環境保全等に活用できる

ような考えを醸成、観光関連産業・住民の意識を高める事が第一であり、その上で行政の地理的特性や観光客の動向と特性を充分研究して、捕捉方法等も検討しながら進めるべきである。

以上3の意見を頂いたので、申し上げました。

小磯副会長

そういう声もあるという事の紹介でした。

それでは、議題1の「新たな財源確保の（方法論ですが）在り方」。宿泊税以外の少し技術的なこともありますが、個別に進めたいと思います。まずリフト利用者への課税という事で説明がありましたが、他の地域では事例はありますか。

事務局藤本副村長

他の地域ではないと認識しています。法定外税でこういうものを導入している事例はありません。ニセコ町が検討しているという事は報道ベースで出てきている部分はありますが、具体的な制度としては出てきていないという現状です。

小磯副会長

ニセコ町の件は私もよく承知しています。具体的にリフト税という形で議論された経過はありますが、本格的に議論が進んでいる状況ではありません。その背景には、索道事業者は地域に対してかなりの協力金を既に払っています。それをリフト税という形で払う方法はあるのではないかという議論はかなり前からあったと認識しています。

占部委員

リフト利用者への課税ですが、法定外税を作る時に、リフトの利用行為に課税するという事で、課税客体はリフトの利用行為になると思います。税を取るときの根拠として応益的に取ろうとした場合に、リフト利用者が何を応益しているのか。課税の根拠がなかなか巧く説明できません。リフトに乗る人を応能的に捉えた場合、リフトを使う人が金持ちであるとは一概に言えないので、応能的に考えることもできないし、応益的かというと利用者が何を応益しているのかとなります。税を掛ける時に理論的説明がしにくい事がひとつあります。

資料にもデメリットとして書いてありますが、徴収した税をどういう目的で、リフトの利用者を客体として捉えた場合、何を応益と考えたか。また、仮に応能的に巧く説明したとしても、利用範囲が極めて限られてきます。広く観光目的一般に使えるという保証はないという事が想定される税だという気がします。法的になかなか説明がしづらいです。そこを仮に巧く説明できたとして、広く観光振興に使えるというところまで税収を及ぼす事ができるのか危惧があるという事です。

小磯副会長

いくつかの問題点を指摘して頂きました。

山形オブザーバー

索道においては取りづらい、では何故、宿泊業者においては取り易いのか。根拠が良く分かりません。宿泊業者ですが自分の知恵と財産で作った建物でお客様から宿泊料金を頂きます。それを生業としています。その生業の下で何を根拠に税金が掛けられるのでしょうか。索道には掛けづらいとか、その辺を明確に説明して欲しいです。

小磯副会長

宿泊税との対比の議論をしている訳ではありませんので、この件は宿泊税の議論の中でさせて頂ければと思います。

占部委員

宿泊税のところで細かく議論になると思いますが、今導入されている宿泊税は、応益的に捉える考え方がひとつあります。何故取れるかという、自治体から公共サービスを受け取っているのだから課税される訳ですが、観光客全員が応益を受けているのではないか、何故宿泊客だけに課税されるのかという問題が生じてきます。宿泊税をどう構成するかによりますが、仮に応益的に捉えて、宿泊している方は観光しているという事を前提に、その自治体から応益を受けているという考えで課税します。課税する時にどの範囲に課税するのかという時に、徴税の面から考えてある程度絞らざるを得ないと考える自治体もありますし、一方応益のところを宿泊するという行為について、“高級ホテルに泊まりましたよね”というところで応能的に考えて、その方は担税率高いですね、沢山お金を持っているという事で、少し負担して頂くという形で応能的に考える自治体もあります。あるいは両方をセットに考える自治体もあります。自治体によっても宿泊税の捉え方が異なり、何故課税するのかというのは必ずしも一致していないと理解しています。

小磯副会長

検討の進め方としては、それぞれの提案を検討してから、また宿泊税の話に戻ったときに、また改めて議論したいと思います。

山形オブザーバー

課税という問題に関しては、全てのものに対して根拠が、観光に必要なだから観光税として取るのか、仕事に来た人ならどうなのかなど、白馬村に来村する方々の目的もそれなりに違う訳です。それを一律に何らかの形で税金を取らなければいけないのか、その辺に矛盾を感じています。まず、本当にそれだけお金が何故必要なのかというところから始まってもらいたいのですが。

小磯副会長

この検討会のそもそもの議論ですが。事務局から個別に色々な財源の提案について検討して頂きたいという要請ですが。

事務局藤本副村長

財源の必要性という、そもそものところに関しては、第1回委員会で「こういった方向でやっていき

たい」というものを事務局として出しています。大雑把に言うと、これから人口が減っていくと村全体としての収入もこのままでは減っていくという中で、しかし観光立村として生きていく為には、ある程度の投資はこれからもしていかなければいけないであろうという事で、「こういった事を考えていきましょう」と第1回の資料の中で「新たな財源の使い道」を示させて頂いています。そのことに関して「それを実現する為には、こういった財源の在り方があるのか」という事を第2回以降で検討して頂き、今回もそういったものでお願いしています。

小磯副会長

という事で、引き続き進めていってよろしいでしょうか。

山形オブザーバー

いくら足りないのかという試算も無い訳です。ただ、少子化が将来起こるであろうという事に対する危機感への対応の感じ方だけで、今会議をして集まっている様な気がしています。

事務局藤本副村長

第1回委員会の資料で、大体これ位の額になるだろうというものを併せて示させて頂いています。その上でいくら足りないかという事に関しては、勿論やり出せばきりがありませんし、それもゼロから無限大まで色々あると思いますが、現実的にどこまでできるのかというのは、どの位の財源を確保できるのかできないのかに密接に関わってくると思います。これだけの事業が必要だとしても財源が手当てできなければできないし、そういった事を踏まえて今回の委員会では、こういった財源が考えられるのかということを考えて頂いています。

山形オブザーバー

観光の使い道という事ですと、やはり観光局の財源という話になってくるのかなと疑問乍らそう思います。観光局の財源については、2～3年前に会費を半額にしました。半額にしてしまった過程に於いて、何故その時に半額にしなければならなかったのか、その辺も半額というのは余りにも乱暴すぎる事案ではなからうかと思えます。半額が適正なのか、元に戻すのか、戻せないのか、その辺も併せて収入の面を提案したいところです。

小磯副会長

今の話は、前回の議論もそうですが、新たな財源の在り方と共にそれをどういう形で使っていくのか、その在り方の議論でお話しされている訳です。そこにおいて観光局という組織の話もあり、そういう議論を踏まえながら色々な形での財源の在り方も議論していきましょうという事ですが、取りあえず予定された流れで進めさせて頂き、その後大事な議論ですので、宿泊税の在り方、あるいは使途における観光局の在り方の議論を、避けるものではありません。議論の進め方については理解して頂ければと思います。

次は、「村・県民税（家屋敷課税の引上げ）」です。これがメニューに入っているのはどうなのかなという気がしますが、財源の在り方としては、ひとつの選択肢という事で議論されたという経緯ですか。

事務局藤本副村長

村民から新たに負担して頂くのは、基本的に難しいだろうと考えており、この場合は、白馬村に住民票を持たない人たち、例えば別荘を持っている人たちから、何かしらの受益者負担の様なものを頂けないかという発想から選択肢のひとつとして示させて頂いたものです。

小磯副会長

次の「別荘等所有税」と同じ発想という事ですね。

占部委員

今日のシミュレーションは基本的に村民に負担を求めないという前提で、税の確保が検討されると理解しています。この「村県民税（家屋敷課税）」を入れても税収が少ないという事がひとつあります。家屋敷を持っている村外の人たちに課税をするという事で法的には条例も条文も可能ですが、その人だけに上乗せするとなると、均等割りの部分を不均一課税にする訳です。基本的には地方税法の第7条を使って不均一課税をする事になり、均等割を不均一課税にすることが法的にできるかという問題があります。

そもそも均等割というのは地方公共団体から受けている受益は均等であるという前提に立っていて、良く考えてみれば家屋敷を持っている人の方が、受益が少ないかもしれない。それなのに上がるという事が法的にも許されるかという事です。言い換えると地方税法7条を使って不均一課税ができるかという問題で、個人的には、法的に問題があると考えています。財産とか違うところについては、できる可能性があります。家屋敷を持っている村外の人だけに均等割の部分が高くするというのは、法的に問題が少しあると思います。

それから家屋敷の判断ですが、今直ぐに住める状態である必要があると思いますが、その判断が自治体において非常にしにくく、非常にクレームつき易いという事情があります。徴税コストもある程度掛かるのではないかと思います。

別荘とも絡みますが、家屋敷を持っている方が高齢化により放置してくると、電気・ガスが直ぐ使えます、という形がある程度言えれば良いとは思いますが、そういう形のもがなく、課税対象になるのか、ならないかという議論が起きてくるのではないかという事が想定され、徴税コストも上がってくるという難点があると考えています。

「別荘等所有税」も別荘地の定義が難しいです。ある一定地域の別荘地に高齢化でほぼ永住する方もいますし、2代目で全く使っていない、ほぼ朽ちるに任せたものもあります。そういった中で別荘をどう定義して課税していくのか、課税上からも難しい判断を迫られると思います。

小磯副会長

「別荘地価税」は、かなり前から熱海市で導入されていて、きっかけは、住民でない方たちが別荘だけを所有し、過度の行政サービスが生じているという実体的な問題が背景にあったと理解していますが、そこにおける税制上の問題点やクリアすべき事など経過的に何か聞いていますか。

占部委員

行政側にとっては非常にコストが掛かるという問題があります。荘地等を持っている方は、固定資産税等も別に払っている訳で、この法定外税は二重課税ではないかという議論もありますし、この「別荘地課税」という法定外税は、京都でも宿泊税の時に議論に上がりましたが、導入が現実的に難しいという事で消えた経緯がありました。熱海ではうまくいっているのか分かりませんが、二重課税ではないかという議論は、初めからあったと聞いています。今後別荘地の形態が今後大きく変わる中で、「別荘地課税」が継続的に法定外税として機能していくのかという問題があると思います。

小磯副会長

質問・意見等が無ければ、次に「登山協力金」です。これは富士山での事例がありますが、これについての地域の中での議論はどういう状況ですか。かなり本格的に検討されているのでしょうか。

事務局藤本副村長

これまでの委員会でもワーキンググループの議論の中でも、例えば「登山協力金」という声があり、それを受けて試算をしてみました。色々な全国の山でこういった形が取られていると思いますが、詳細にどういったやり方をしているのかについてですが、例えば、入山時に取るのか、山小屋で取るのか、単純に箱を置いて募金してもらうのか等、色々やり方はあると思います。具体的などころまで検討はしていませんが、そういう経緯があり示させて頂きました。

小磯副会長

先月、沖縄の竹富町という竹富島と西表島を抱え、世界遺産を目指している町を訪問しました。そこで入域料（入島料）という形で武富島に来る方から協力金を貰おうという検討をしています。これは議会も積極的に提案するという事で、かなり具体化に向けて本格的に議論されています。その背景は、オーバークースで、石垣空港が新しくなり、どんどんインバウンドも含めて入ってくるという動きに対して、貴重な環境資源を守っていくためには、やはりコストがかかる、経費が必要だという事と、尚且つ、技術的には船の料金に上乘せする事も事業者との協力でそれは可能だという話を聞いています。

協力金の場合もどういう形で取るのか、どういう手法により実現可能性があるのかというところもポイントだと思いました。

占部委員

法的拘束力・強制力を伴わないものですので、議会や村民の同意が得られるのであれば、こういうものは前向きにというのは当然になると思います。

次の「ふるさと納税」も納税義務者に強制するものではないので、こういったものは今議論されている「リフト税」とか色々な税を導入する際にも並行して進めるべきだと思いますし、財源確保の方策としては当然のものかなと思います。

小磯副会長

今申し上げた事例は、制度としては地域自然資産法という環境省が所管する法律で、地域に於ける

自然環境をしっかり守っていく仕組みとして、こういう協力金的なものが制度として議論されてきている流れがあると思います。これは、エリアマネジメントもそうです。地域再生法という中でエリアマネジメントの活動財源を事業者からもしっかり取る。こういう新しい財源確保のひとつの潮流として、協力金という様なものが制度的にも議論されつつあるという流れを踏まえた上で、議論を進めていくべきだと感じています。

次は「ふるさと納税」ですが、これは既に国際観光地づくりという目的で、約500万円の財源を確保しているという事ですが、これはいつから始まったのでしょうか。

事務局藤本副村長

平成30年度からです。29年度までは「環境保全」と「国際交流」という使い道で項目がありました。この中から一部観光関連事業、例えば登山道の整備や特産品生産拡大、海外観光客の受入整備に使っていましたが、今回明確性の観点から、これだけではありませんが、「ふるさと納税」の使途の項目を全体的に変更し、その中で30年度から「国際観光地づくり」という項目を設けました。

小磯副会長

これについてはいかがでしょうか。財源の額としては全国の各自治体でかなりの額を獲得し、新しい政策に繋げていっているという事例も確かにあります。

それでは、「宿泊税」以外の財源の在り方について、一通り説明頂きましたが、「宿泊税」を含めた新たな財源の在り方について、前回も議論されたものを先程説明がありました。改めて皆さんのお考えや意見がありましたらお願いします。

ケビン委員

財源確保の必要性については、地球温暖化とほぼ同じものと思います。科学的に20～30年のデータを取っているのに、今何かしないといけないと思います。ちょっと待ってとかは、大分違うと思います。白馬村の将来は、20年後30年後現状のまま続いていかないと思います。今色々反対意見が出ていますが、ただ反対だけで提案がなく、個人的には納得できません。2点目は、外国人だけから税金を取るという事は、この21世紀にはあり得ないと思っています。では、イスラムの人からだけ取るとか、女子だけ税金を取りましょうという事とまったく同じ事だと思います。逆に外国人だけから税金を取ったり、サービスの税金を取るとインバウンドのお客さんから反発を受けると思います。全体的に宿泊税を取るなら私も日本人も納得すると思いますが、この時代にこんな声を聴くと非常に寂しいことだと思います。

杉山委員

ケビン委員から反対の為に提言を、とありましたが、そのとおりです。私も先程意見を紹介した時に、“杉山はどう思っているんだ”という声が、皆さん・先生もそうですが、役場からもそういう声があっても良い訳なんです。“お前はただ発表しただけじゃないか。じゃあ杉山はどう考えているんだ”と言って欲しかったし、当然そうじゃないかと思っていました。当然生産的な意見を述べなければいけないし、そうしないと委員としての責任を果たす事にならないと思っています。

では、ああいう反対意見があった時に、“杉山はどう思っているんだ”と言われた時に、私は一応時期を少し先に伸ばすという考え方・意見については賛成です。何故かという、一番初めに用途を明確にするという話の中で観光地経営計画に盛り込まれている事項を、総額 2 億円あるかもしれませんが、誰がいつどのようにやるかという事を実際に出して、その中で優先順位を付けて、こういう事をやるならこの位必要になる。その為に一番良い方法は何かという風に考えていました。資料 3 の新たな観光財源とあるが、その前のものが抜けているのではないかと考えています。

例えば一つの考えですが、現状の白馬でのインバウンドの受入れ環境の整備は不十分だと思います。具体的に言うと外国語標記とか、案内看板とか、キャッシュレス決済とか、そういう事が無いので、一応あるが無い訳で、それを誰がいつまでにどの位（の額）で、効果がどうなるのかという計画に基づいて、それを実現するためにはどういう財源が必要で取るかという議論をすると思っていました。ところがそうではなく、財源ありきで、後で用途を考える組織を作るという事になっていくと、もともと私の考え方と違っていたという事で、時期尚早でもあるし、検討委員として責任を果たすのはちょっと難しいのかなと思い、あえて申し上げました。

そうしないと、話が合って来ないと思います。このままだと検討委員としての責任を果たせられないと思っています。

小磯副会長

時期尚早という部分について、具体的に何に使うかという用途をより具体化しながら議論を進めていくことの必要性というかそういう事でしょうか。

杉山委員

インバウンドもそうですが、その為にどの位掛かるのか、村の予算も無いからどの位必要で、どういう財源を取れば良いのか、受益者の誰が喜ぶのか、経済効果はどうなのかとか、1 個ずつ詰めていかないと何かおかしな議論になるかと思っています。皆さんの理解を頂けないと思います。

小磯副会長

その部分は、これまでの検討会の中でも、観光地経営計画でかなりの時間を掛けて丁寧にこの地域における観光政策の方向性と必要な施策という事で積み上げてきました。その中から新たな財源による政策を考えていく、基本的にはそういう流れですが、問題は具体性というか、どこまで具体的な事業を示せるかという部分かなと思いますが、村ではどう考えていますか。

事務局藤本副村長

どの様な事業を、いつまでに、誰がやるのかという事に関しては、平成 28 年の観光地経営計画の中で、戦略のレベルとして出しています。大枠のところは既に決まっているという部分はあります。その中で、第 1 回の検討委員会では、その大枠の戦略に従ってもう少し踏み込んだ事業のレベルで、こういった事をやっていけば良いのではないかという事を使い道も含めて示しています。もしもそれが不十分な場合は、議論頂きたいと思います。基本的には事業のレベルも示していますし、それが充分なのかという事は当然議論のあるところですので、議論して頂きたいと思います。

小磯副会長

それが充分なのかという部分も含めた意見です。

杉山委員

私がインバウンド対応というのはそういう事で、それが具体的に観光地経営計画の中に盛り込まれているのかというのは別として、そういうものを1個ずつ積み上げていかないと巧くいかないのではないかと思いを申し上げています。

小磯副会長

そういう意味で、より分かり易い具体的な事業の提起という指摘に対してはどうか。

事務局藤本副村長

個別の事業をどうやっていくのか、あるいはそれをやった結果どうなったのかという話については、現在観光地経営会議をやっていますが、その中で議論しないといけない事項かと思っています。

杉山委員も入っていたかと思いますが、どういう事をやっていくのかというのは、そこで議論していく内容だと思っています。

杉山委員

そうですね、それも含めて反省をしながら、どうやって果たしていくのか考えているところです。

小磯副会長

今の議論を聞いて、資料2ですが東京都が「宿泊税」を導入する際、随分前ですがその時の議論を思い出しました。あの時は石原都知事でしたが、当時東京都は観光政策には重きを置いてなく、たまたまパリに行かれて“やはり大都市に於ける観光政策は重要だ”という事で、当初は「ホテル税」という言い方で提起をされた。あの時も当初、東京都の中で事業者は物凄く反対でした。その反対の大きな理由が、結果的に財源ありきで、「宿泊税」を上げて何に使うのか見えないということでした。逆に言うと当時のホテル・旅館業者の主張というのは、具体的に「ホテル税」で何に使うのか明確にした上で議論しようじゃないかということでした。そこで初めて東京都は、観光政策に本格的に向き合うことになります。そこで新しい「ホテル税」、結果的には「宿泊税」ですが、今で言うインバウンドですが、海外から来られる方たちに対する東京都の観光政策の対応が全くできていないため、電話で相談を受ければ外国語で説明するとか、そういう目的に新たな財源をしっかりと使うなど、その為の政策を東京都はマスタープランを作って提供しました。実はそういうプロセスの中で新しい財源を取るという事は必要だなという共有感が生まれてきたという経験があります。政策研究者としてそういうきちっとした政策の積み上げが大事で、もし今日の検討会でそこがなかなか見えないとか、そこが良く解らないという事であれば、何の為に使うのかという政策者としての明確な意図を、観光地経営計画があるからではなく、新たな財源による使い方というものを、より村民の方に理解してもらえる様な取り組みが、この検討会の中でも進めていくべき必要なものだと思いますし、意識を持って取り組んでいく必

要があると思います。

占部委員

第1回の会議の時に話を聞き、私がイメージしたのは、観光政策として今後かなりの支出を伴うとか、財源としてこの位が不足するとか、ある程度の数字は出して頂いたと記憶があり、今ここで提案されている様な「リフト税」とか諸々の税を全てやっても、全てを賄える様なものではないのかなと認識しています。財源の支出の出と入りというのは、両輪で議論していかないと、一方だけですとなかなか収まらないところがあります。観光対策に使うという事で財源不足がある程度明確になっている状態でどういう税が可能かという事と、これでどの位の財源が手に入るのかということだと思えます。その中で観光政策としてどれを優先的としてやるべきかなど、そういった議論は並行的に進めないといけないと考えています。先にやるべき事業を決めて掛かるという事で、その後にその財源をどうするかではなく、両輪の入りと出を常に頭に入れて議論していかないといけないと思っています。

小磯副会長

正に両輪の議論というのをこの検討会で進めていくという基本的なところを指摘して頂きました。

とは言っても、全国的な動きというのは、どこまで詰め切るのかという議論、そこの難しさの中で一方では、これだけのインバウンドの増に対して、しっかりとした行政サービスを提供していく事が、観光地としての魅力に繋がるという事で、財源問題も色々な形でスピードアップしながら議論されています。

限られた時間の中で今の議論を効率的に進めていくのかということも関係者の皆さんが共有して、是非持っていて欲しいなと思います。

今日の議事ではもうひとつあり、観光財源の使途を決める仕組みと言いますか組織と言いますか、それについて資料が用意されていますので、まず説明をお願いします。

事務局藤本副村長

(資料3により説明。)

小磯副会長

これについては、どういう方向を目指していくのが良いのか、各委員のご意見を伺いたいと思います。少し現状認識として、この地域のDMOについて、今どういう議論・検討がされているのか説明をお願いします。

横山観光課長

DMOについては、今白馬村が関係している法人がふたつあり、ひとつが地域DMOとして観光局、もうひとつが近隣市村と連携した地域連携DMOで、小谷村・大町市そして白馬村の3市村の行政と3市村の索道事業者、そして観光団体(観光局と観光連盟や観光協会)が連携を取りながら進んでいくDMOという事です。観光局は既に一般社団法人ですが、地域DMOは来年の4月に一般社団法人化

してDMOの申請をする予定になっています。

小磯副会長

この資料にあるDMOがこのふたつというイメージで理解してよろしいですか。

事務局藤本副村長

イメージとしてはそういう事です。

小磯副会長

もうひとつ基金のイメージですが、これはどこに置かれるイメージでしょうか。

事務局藤本副村長

これに関しては、これでいくという事ではなく、いわゆる行政の条例で作っている基金が一般的ですが、そういうところに置くイメージもあると思いますし、或いは別途行政の外に設ける方法があると思います。税方式でやる以上は行政として徴収は行うという事になると思いますが、その出し先として外部の基金にというやり方もあるのかなと思っています。

杉山委員

イメージは想定できますが、使途決定組織という事で、今現行で使途の決定をどういう形で観光について決定しているのかお聞きしたいです。

事務局藤本副村長

それは、行政に関する観光費というところですか。

杉山委員

わざわざ使途決定組織を作るという事で、どういう事かなと感じたのでお聞きしました。

事務局藤本副村長

まず、一般的な通常の行政の予算の話ですと、行政が事業としてやっていく際には、予算化して最終的に議会で認めて頂くという形です。例えば観光課ですと、観光課でやっていきたい事業を予算要求し、財政当局と詰めた上で通ったものが、予算案として議会で提出され、議会で認められると予算として執行できるというプロセスです。一方、資料にある使途決定組織は、現行と異なる組織で、現行とは少し異なるやり方というイメージで、その名前の組織が現状あるわけではありません。

杉山委員

そうすると、観光課が予算を作るという形ですが、観光地経営会議というのはどういう位置づけになりますか。

事務局藤本副村長

現状だと観光地経営会議は、村・観光局或いは個別事業者といった村内の観光に携わるあらゆる事業者の施策を網羅的に取りまとめて、村内で現状どういう事業が成されているのか、どういった事業を今後していくべきか、というところを見ていきます。現状では、行政の事業は行政において予算化し、事業者の事業は各事業者において予算化されています。

杉山委員

私も勉強不足で解らない部分があるので、勉強させて頂きたいと思います。

占部委員

先程の枠組みの再確認ですが、新たな財源の内、法定外税等は条例でその目的を絞った条文を入れた、いわゆる目的税とする。一般財源に入れずに基金という形で条例化し、その基金から負担金とか補助金という形で組織に流れて行く。用途は現場に近い所或いは専門家で優先度を付け使っていくというイメージがひとつ。もうひとつは、目的税化した後に、法定内税は一般財源ですが、一般財源から補助金や交付金という形で初めから行政ではない違うところに基金を作る。その場合の基金の管理は、基本的な枠組みのところは行政も関与しますが、そこからは関与しないという理解でよろしいですか。

事務局藤本副村長

そういった形をとった場合は、そうなると思います。

小磯副会長

今の後者の様な形は、画期的なやり方だと思います。基金は、地方自治法上の基金として設置する形が一般的ですが、個々の使用に関して年月が経過すると補助金の様な形になってしまいます。本来の新しい財源により基金を作ったという政策の意図を繋げていくという事が、行政の体質部分、財政が足りなくなった時にそこに頼るとい議論になりがちだと思います。そこを払拭する意味でも外部に基金を置き、関連する政策に密着した関係者の所で基金を使っていく制度設計というのは、ある意味挑戦的なひとつのアイデアであり提案だと感じました。できればそんな方向で実現できれば、ここに居られる観光事業の関係者である皆さんにとっても、自分たちに使い易いものになるのではと感じた次第です。

ケビン委員

宿泊税は、今までは東京や京都等の大都市でしたが、最近ニセコで導入したと聞いたが、ニセコはどのような管理体制ですか。

事務局藤本副村長

ニセコの管理体制までは把握していません。ニセコではなく倶知安町ですが、宿泊税が制度としてスタートしている段階ではなく、今日決まりそうだという段階だと認識しています。

小磯副会長

倶知安町は、議会通過はこれからですが、倶知安町の宿泊税のひとつの特徴は、定額ではなく定率方式という事です。このニセコ・ひらふ地区は、特にコンドミニアムが多くなかなか1人幾らという定額で押さえられないという事から、払った額の何%という定率という制度設計です。もうひとつは、具体的にどうやって使っていくかというところですが、議会に提案された条例の議論では、あまり深く詰めていません。私も個人的にはもう少し詰めた方が良いという気持ちもありましたが、結果的に言うところの地域の場合、海外からの観光客だけではなく、ホテルとかコンドミニアムといった開発投資、投資圧力が非常に大きく、急ぐという事があったのだと思います。

議会におけるやりとりや答弁の中で、一応倶知安町としては、基金は置くという事です。その基金をどういう形で使い道の意思決定をし、使っていくのかについては、今後検討という事で今のところ決まってはいません。今後、ある程度早い時間にその議論を進めていかなければと思いますが、1月に町長選挙があるなどの事情があり、その後見えてくるという状況です。

占部委員

基金の話ですと、法定外税で取った税を基金に入れて流すという形ではなく、今大阪では、エリアマネジメント法で地域開発の為に、条例で強制的に関係業者から負担金を取っています。それを一度基金に入れ、それを地域開発に使う。条例で作った基金なのである程度用途もはっきりしていて、更に補助金の形で流すので、公益目的でないと使えないという事もあり、その管理を大阪市が作った委員会で「これは使えない。これは使える。」と一々審査をするという事を行っています。例えば看板を建てるにしても、これは範囲内で使えるのかという事です。業者の方に言わせれば、「非常に硬直的な運用で、もう少し柔軟に解釈できないか」という位、ある程度硬直的になっていると思います。

そこは、行政のやり方だと思いますが、ある程度枠組みを示し、後は専門家グループに任せるというやり方もあると思います。初めから後者の方法、副会長の言う画期的な方法と評価できるかもしれませんが、そういうやり方でやれば、先端的なやり方になり、優先度やいわゆる地域に密着した観光政策が打てるのではないかという気がします。

吉沢オブザーバー

今回4回目となりますが、毎回「目的が明確でない」とか「目的がはっきりしないのに財源確保の検討をしてどうするんだ」という話が出ています。解決していかないといけない事だと思いますが、先程占部委員が話したように財源の確保とそれをどう使っていくのかという事については、両方の輪を転がしながらやっていかないと、片方がないのに片方だけやっていくというのは、やっている意味もないし、価値もないのではと思いますので、両方の輪で進めて頂きたいと思います。

新たな観光財源を確保するのであれば、観光業者や観光に携わっている村の人たちが、どれだけの財源を出していいのかということと、それだけでは足りないので外からの財源を確保しようという、ふたつの方法を考えていると思います。お客様からという事の中で、もうひとつ単発的な財源確保になると思いますが、イベントといったものに対する県とか国の補助金制度を活用して財源の確保をするというのも方法としてあるのではないかと思います。その辺も検討されていると思いますが、是非検討をして頂きたいと思います。

財源の確保をする中でお客様から「宿泊税」とかりフトの利用者や登山をするお客様からという話が出ていますが、一人のお客様から何カ所でも税や協力金を貰うというのは、やはり負担が多いのではないかと思います。泊っているお客様が「宿泊税」を支払い、スキー場でリフトに乗ったらまた課税され、お土産買ったらまた課税されたという風になってくると、一人のお客様からで色々な部分で負担して頂く様になるので、それだけは避ける様な形で、できるだけ一人のお客様からで色々な所でお金を取るという形は考えていかない方が良くと思います。

地元の観光協会にとってもそうですが、白馬の場合は観光協会が地元であり協会費を払い、それにプラスして村の観光局にも協力をしていくという風になってくると、ひとつの事業者が色々な所にお金を出していくという形になってくると、その辺も充分スッキリした形で財源を出していけるような形にしていった方が良くのではないかと思います。

小磯副会長

大事なお指摘を頂きました。最後の部分ですが、支払う側に立った場合どういう問題があるのかという検証をしっかりとっておかないと、取る側で見えてしまっはいけないと思います。

丸山委員

吉沢オブザーバーが言ったとおりで、私も最初は観光税という事で“広く全体的に取れる方法なら、不公平感がないよね”という話をした憶えがありますが、実際お客様からしてみると「宿泊税」やお土産屋さんで物を買ったら掛かる、リフトに乗ったらまた掛かる、山へ登れば「協力金」が要る。そういう取り方では、我々が理想としている白馬ではない様な気がします。

多分どこの地域でもそういうところで「宿泊税」に落ち着くのでしょうか、個人的には「宿泊税」というのが必要で、ある程度財源を確保していかないと、観光協会もそうですが、事業主が減っていったりお客様が減ったりというところで、これから先細りになっていこうと思っています。そういうところで、我々が今何をやるのか、どういう事をやればお客様が来るかという事を考えて行動に移すには、やはり永遠に財源が要る訳です。

ノーリスク・ハイリターンという言葉がここ最近私の頭の中にありますが、何のリスクを負わないままハイリターンを求めても無理だろうと思います。我々ができる事をやり、お客様を呼んで利益を得て、次に繋げていくという事が大事であろうと、ここ最近思うようになってきました。色々な組織があり過ぎて、色々なお金を納めているが、それが白馬から皆出ていっている様な気がします。そういうものがまとまれば少し緩和されるのではないかと考えます。

資料3の中の用途決定組織ですが、色々な方が居てそういうものを決める部分と使う部分だと思います。我々観光協会なり商工会のメンバーなり皆が集まって意見を述べ、各地域もそうですが、そこでしのぎを削りながら良いものだけ残していく様な形だと思います。この絵のとおりやっていくのが一番良いのかなと思います。私の中にもこういうものがあり、確固たる組織がひとつできれば、下でしのぎを削って良いものだけを提案していき、そこで採用・決定されていくのが非常に良いと思います。

村に関してはどうしても議会を通過しないとできないので、非常に後手に回り易いです。我々は次のシーズン、夏も含めて次から次へと色々なものを考えていかないといけないので、とにかくスピード感があるものを求めます。「宿泊税」というものができたら、そういう使い方をしていく方が良く

思います。

我々が何もしないで観光局とか観光協会とか、現状の資金プラス村からの色々な補助金とかを併せてという構図は、ぼつぼつ考えていった方が良いと思います。

我々が本当にやっていくためには、我々が自由に、スピーディーに使えるものが必要ではないかという事を痛切に思います。色々な意見を聞き、「宿泊税」を取るのにどうしたら良いのか、私自身混乱しています。

占部委員

吉沢オブザーバーが言われた、色々な所で同じような税が積み重ねられていくというのは、確かに重要な問題で、「消費税」が掛かり、「リフト税」が掛かり、更に「入湯税」が掛かって、「宿泊税」が掛かるとなると、消費者の負担がかなり大きくなります。今の地方税法では、地方税と法定外税については、“結果的に税負担が大きくなるのは駄目よね”という事で制限していますので、議論する時には負担する側の負担が大きくならないような配慮が必要で、ある税を入れる時には既存のこの税は少し工夫をするとかの兼ね合いは、間違いなく必要であろうと思います。

丸山委員が言われたこと、私も当初「観光税」という形で、広く税を取れたら良いなというイメージがありました。結局「観光税」で取る場合どういった取り方になるのか、それが「宿泊税」に近いものになるのか、「リフト税」になるのか、併せたものになるのか。一応ネーミングは皆さん「宿泊税」というイメージで、所謂東京都とか京都とかのイメージに置いていると思いますが、そのイメージされている「宿泊税」を少し白馬村に合ったような「宿泊税」にすることが最適と考えます。いわゆる「観光税」というネーミングでも良いですし、白馬村の特性に合ったような「宿泊税」に変える工夫があるのかなと思います。

法定外税ですので、もう少し柔軟に考えて、理想の「宿泊税」のイメージに囚われる必要はないのかなという気がします。白馬村に合った「宿泊税」なり「観光税」的なものを、法定外税を取るという事であれば工夫していけば良いのではないかと思います。

小磯副会長

今日の議論、新たな財源の在り方という事で、これは方法論の議論ではありますが、結果的にはこの白馬村という地域は、特に観光政策を中心にどういうものを目指していくのかというところが、今のところ議論の中で問われていると感じます。“我々はこういうところを目指すんだ”というメッセージが解り易く伝わる事がこの政策をより説得力のあるものにしていくのではないかと思います。限られた時間の中で、どういう方法論で具体的にどういうところに使うのかということと、更に白馬村で難しいのは、それをどういう仕組・組織で使っていくのかという事が同時並行的な論点として出てきているということだと思います。

ひとつの検討会、限られた場で全てを議論し尽くすというのはなかなか大変なところですが、私の個人的な提案ですが、前回の2回目の検討会以降、理論的な提起を含めて、地元でワーキングという形でこれまで白馬村で色々な問題意識を持ってこられた方々を中心に、ワークショップ方式で深い議論をされました。そこでの議論の経過等も拝見しましたが、色々な意味でその方向性に沿って、“これがあるよ”、“これは難しい”という様な議論がかなりできたと思います。是非この検討委員会だけではな

く、そういう地元の方、しかも地域計画プランで培われた実績のあるワーキングを活用しながら、地元のレベルで今日出てきた論点、そういうところを是非深めて頂き、そこでのひとつの成果をこの検討会に持ち上げて頂いて、基本的な議論を積み重ねていくという、その方法論が実は必要ではないかと思えます。限られた回数でのこのメンバーでの議論だけでは、この重い命題を議論し尽くすのはなかなか難しいので、是非そういう方法で今後の検討を進めていかれたらと、個人的な感想という気持ちでお伝えします。

ケビン委員

新しいシミュレーションをお願いしたいです。現在の財源をこのまま続けるとどの位の新たな財源が必要となるのか。今の見方はシミュレーションゼロから始めて、どの位取るとかということだと思えます。

「宿泊税②」の場合は、3%の増で1億7千万円位入ってくるので嬉しいですが、非常に取りづらいいと思います。取りあえず現在のまま20年位維持する場合と、5%くらい増やした場合で、どの位の額が必要となるのか、そういうシミュレーションができますか。

これだけの額があれば、こういう事業ができるのか解れば助かる資料になると思えます。

5年後だと5千万円足りないとか、10年後は1億1千万円足りないとか数字で出してもらった方が、分かり易く話を進めやすいのかなと思えます。

事務局藤本副村長

第1回の委員会で、今後のインフラ方針とか、やる必要のある事業を考えた場合、かなりの財源不足が発生するという資料を出していますが、それをもう少し分かり易くした形で出せないか考えてみます。

小磯副会長

今日、いろいろな前向きなご提案、或いは問題提起がありましたが、それぞれ事務局の方で纏めて頂いた上で、それをご検討お願いできればと思います。

今後の進め方について何かありますか。

事務局藤本副村長

先程、ワーキングで揉んで頂きたいという話もあったので、その辺も調整した上で、その結果も踏まえて資料をお示ししたいと思います。

第5回については、2月頃の開催を予定しており、日程が決まり次第ご連絡いたします。

小磯副会長

これで会議を終了とします。

終了 14 : 58